処分基準（公表用）

様式第４号

所管部（局）・課　県土整備部　建設・技術課

法令名	浄化槽法	法令番号	昭和 58 年法律第 43 号
手続名	浄化槽工事業者に対する指示 浄化槽工事業者の登録の取消し、事業停止処分	根拠条項	第 32 条第１項 第 32 条第２項

処分基準

（指示、登録の取消し、事業の停止等）

第 32 条　都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。

２　都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　不正の手段により第 21 条第１項又は第３項の登録を受けたとき。

(2)　第 24 条第１項第１号、第３号又は第５号から第９号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3)　第 25 条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

３　第 24 条第２項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

対応区分	①聴聞の実施 ②弁明の機会の付与	処理機関	建設・技術課	交付機関	建設・技術課	目次№.	